

第3章 計画の概要

1 計画の構成

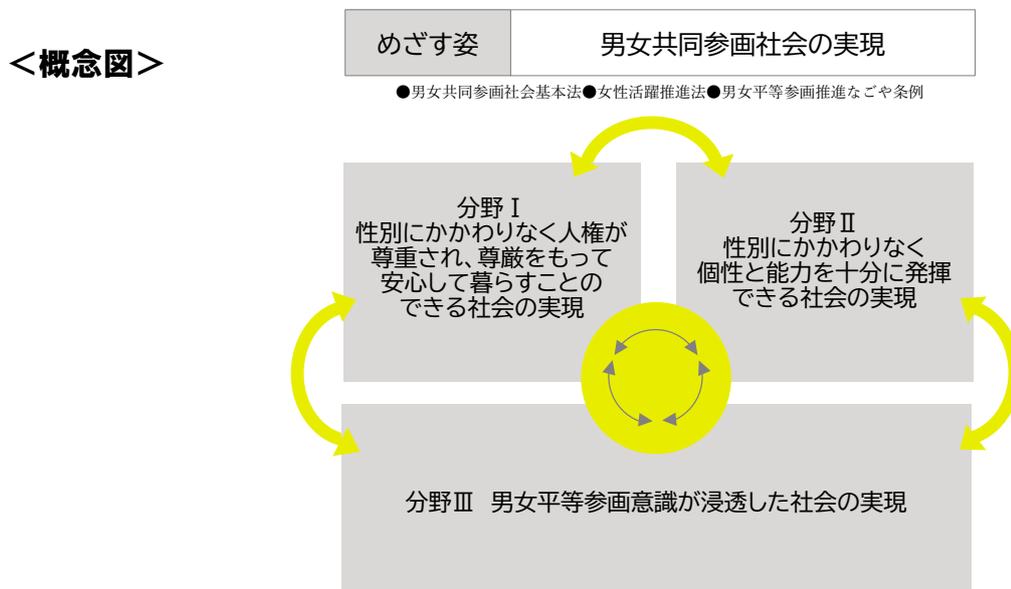
名古屋市では、平成7（1995）年に策定された「男女共同参画プランなごや」から基本計画2025まで、男女平等参画推進なごや条例に規定する目的及び理念を踏まえた目標を掲げ、その下に目標を達成するための方針・施策や成果指標を設定し進捗管理をしてきました。

これまでの取組により、女性活躍の推進や子育て支援、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業数は増加し、男性の育児休業取得率は上昇傾向にある一方で、男女の地位の平等感や、仕事と生活のバランスが希望どおりであると感じている人の割合は後退しており、法律や制度は整えられつつあっても、個人の実感が伴っていない状況が見受けられます。

こうした状況に鑑み、本計画においては、市民の皆さまへのわかりやすさを第一に、これまでの計画の継続性を考慮しつつ、以下の3分野を新設し、体系を見直しました。

男女共同参画社会を実現するためにめざすべき社会像を分野別に具体的にし、これらの分野が互いに補完し合い、連携して機能することで、男女平等参画を推進します。

分野Ⅰ	性別にかかわらず人権が尊重され、尊厳をもって安心して暮らすことのできる社会の実現
分野Ⅱ	性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現
分野Ⅲ	男女平等参画意識が浸透した社会の実現



<計画の体系>

分野 Ⅰ	性別にかかわりなく人権が尊重され、尊厳をもって安心して暮らすことのできる社会の実現	方針 1	性別にかかわる人権の尊重
		方針 2	性別にかかわる人権侵害の解消
分野 Ⅱ	性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮できる社会の実現	方針 3	方針決定過程への女性の参画拡大
		方針 4	働き方改革と女性活躍の推進
		方針 5	ワーク・ライフ・バランスの推進と男性の家事・育児・介護等への参画拡大
		方針 6	地域における男女平等参画の促進
分野 Ⅲ	男女平等参画意識が浸透した社会の実現	方針 7	男女平等参画推進のための意識変革

2 重点的に取り組むテーマ

「名古屋市総合計画 2028」では、長期的展望に立ったまちづくりを進める上での基本方針において「誰もが幸せと希望を感じられる名古屋」を一つの視点としています。

性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮できる社会の実現は、**女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ(well-being)**^{ウェルビーイング}につながります。

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、職場や家庭、地域など幅広い分野に及び、さらには、人生のあらゆる場面において必要とされるため、分野や方針に沿って総合的かつ計画的にすすめていく必要があります。

本計画では、こうした多岐にわたる総合的な取組の推進と併せ、効果的に取組を展開するため、社会の動向や本市の取組状況、横断的な視点等を踏まえ、次の4つのテーマについて、重点的に取り組みます。

テーマ① 男女で異なる健康課題への支援(関連分野:分野Ⅰ、Ⅱ)

平均寿命の延伸や年齢構成の変化に加え、女性の就業率の上昇やライフイベント時の年齢の変化などがみられます。人生100年時代を迎える中、生涯にわたり、家庭でも仕事でも個性と能力を十分に発揮できるようにするために、身体的性差や男女で異なる健康課題について理解を深めることや、こうした健康課題に対して支援をしていくことの重要性が高まっています。また、働く女性の月経、更年期等、健康課題に起因する望まない離職等を防ぐことも重要です。

男女で異なる健康課題に着目し、健康維持や健康増進等に向けて性別や年齢に応じた支援に取り組みます。

テーマ② 社会構造に起因する貧困等困難を抱える女性への支援(関連分野:分野Ⅰ、Ⅱ)

令和6(2024)年に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されましたが、女性であることにより直面する様々な困難な問題の中でも、貧困は自立を阻む大きな要因です。賃金格差や非正規雇用化、キャリアの中断などの社会構造に起因する女性の貧困に対して取り組むことは、個人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせることにもつながります。また、DVや虐待の被害等の複合的な困難を抱える女性にとって、経済的困窮は問題解決への大きな障壁となります。

貧困等困難な問題を抱える女性への支援や、貧困の次世代への連鎖を断ち切るための支援に取り組みます。

テーマ③ 性別にかかわらず活躍できるキャリア形成支援(関連分野:分野Ⅱ、Ⅲ)

結婚・出産・介護などのライフイベントにおいて、女性の非正規雇用化やキャリア中断が依然として課題となっているほか、家事や育児の多くを女性が担っていることが、女性の活躍が進まない要因の一つとなっています。

男性の家事・育児への参画促進や、若年層が性別にとらわれず自分らしい生き方や働き方を考える機会の提供、さらにキャリア形成支援や働きやすい職場づくり等を推進し、性別にかかわらず、自らの希望に応じ、仕事と子育て・介護・社会生活等の生活と両立しながら、キャリアを形成できるよう支援に取り組めます。

テーマ④ 防災における男女平等参画の推進(関連分野:分野Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)

大規模災害の発生は、すべての人の生活を脅かしますが、とりわけ女性や子どもなど脆弱な状況にある人が多くの影響を受けます。南海トラフ地震の発生が想定される本市において、男女が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮し、男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の確立を進めていく必要があります。

避難所運営における女性のニーズへの対応や女性・子どもに対する性暴力等、炊き出しや育児・介護等のケア労働の女性への偏りなど、令和6年能登半島地震や過去の災害で顕在化した課題に対する取り組みをすすめます。また、災害時に女性の意見を反映するためにも、平常時から地域における男女平等参画の促進に取り組めます。

※テーマ①から④に該当する施策には **重点施策** マークがついています。

3 計画の進行管理

本計画に基づく取組内容や目標達成の状況を確認し、着実に推進するため、「成果目標」と「成果指標」の2つの指標を設定します。5か年で達成すべき目標値を掲げ、可能な限り毎年度成果目標及び成果指標の達成状況を把握します。

また、男女平等参画推進なごや条例第9条に基づき、毎年度、男女平等参画の推進状況及び推進施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、公表します。あわせて、公表後、市民及び事業者の意見を反映させた評価を行い、その結果を推進施策に反映するよう努めます。

成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画全体に対して設定 ・本計画を推進することにより生み出される複合的な効果を測るため、男女平等参画推進に関する市民意識の変化や社会の状況から象徴的な3つの成果目標を本計画全体に対して設定 				
	<p>○男女の地位が平等だと感じる人の割合(社会全体)</p> <p>この成果目標は、制度や環境の整備等だけでなく市民が実感として「平等である」と感じているかという意識の変化を表します。</p> <table border="1"> <tr> <td>現状値</td> <td>15.6%(令和7年度)</td> <td>目標値</td> <td>23%(令和12年度)</td> </tr> </table>	現状値	15.6%(令和7年度)	目標値	23%(令和12年度)
	現状値	15.6%(令和7年度)	目標値	23%(令和12年度)	
	<p>○市内企業の女性管理職の割合(課長級以上)</p> <p>この成果目標は、本市の働く場における女性の方針決定過程への参画が十分でないという現状を踏まえ、女性の参画状況を評価する代表的な指標として設定します。</p> <table border="1"> <tr> <td>現状値</td> <td>13.4%(令和6年度)</td> <td>目標値</td> <td>24%(令和11年度)</td> </tr> </table>	現状値	13.4%(令和6年度)	目標値	24%(令和11年度)
現状値	13.4%(令和6年度)	目標値	24%(令和11年度)		
<p>○1日のうち、仕事に要する時間が9時間以上である有職男性の割合</p> <p>この成果目標は、本市の有職男性の約半数が、1日のうちで仕事に要する時間が9時間以上であるという現状を踏まえ、長時間労働の減少を評価することで、男性の家事・育児等への参画を促進する指標として設定します。</p> <table border="1"> <tr> <td>現状値</td> <td>48.1%(令和6年度)</td> <td>目標値</td> <td>46%(令和11年度)</td> </tr> </table>	現状値	48.1%(令和6年度)	目標値	46%(令和11年度)	
現状値	48.1%(令和6年度)	目標値	46%(令和11年度)		
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・各方針に対して設定 ・方針に基づく施策の進捗や事業量など推進状況を把握・評価するための目標値 				

コラム:「男女共同参画社会」と「男女平等参画」

本計画では、「男女共同参画社会」と「男女平等参画」という言葉がでできます。

「男女共同参画社会」とは、男女共同参画社会基本法において、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」とされています。

男女共同参画社会は、日本国憲法にうたう個人の尊重、男女平等の理念の実現を当然の前提としたうえで、さらに、男女がそれぞれの個性に基づいて能力を十分に発揮できる機会を保障することを重要な理念としており、男女平等を実質的に実現するためには、あらゆる分野における意思決定への参画が極めて重要とされています。

そのため、名古屋市では、平成14(2002)年に男女平等参画推進なごや条例を制定し、女性と男性の平等とあらゆる分野への参画(=「男女平等参画」)を推進することで、男女共同参画社会の実現を図っています。



にや〜ご

(名古屋市男女平等参画啓発キャラクター)

参照 「男女共同参画社会基本法 執務概要・逐次解説(内閣府)」